



(電子メール施行)

教体第 1423号

令和3年8月23日

県立学校長様

教 育 長

県内の新規感染者急増を踏まえた学校の感染防止対策の徹底

本県が緊急事態宣言の発出を受けたことに伴う対応については8月18日付けで通知し、適切に対応していただいているところです。

しかしながら、その後、県内の新規感染者が1,000人を超える状況になり、新学期を迎えるにあたり予断を許さない状況になっています。

このため、知事からは、別添のとおり、改めて感染防止対策を総合的に進めるとともに、下記の点について対策を強化するよう求められたところです。

つきましては、新学期に向けて教職員、児童生徒及び保護者の皆様に感染防止対策の徹底を周知願います。

記

1 対策を強化することを求められた事項

- (1) 感染防止の効果が高い不織布マスクの奨励をすること
- (2) 修学旅行のキャンセル料の補填措置の新設検討を踏まえ、年度内実施に向けて引き続き検討すること
- (3) 部活動の活動エリアを校内に限定し、学校関係者以外の協力を自粛するなど感染防止対策を強化すること（8月24日から実施）
- (4) 若年層へのワクチン接種に対する正しい理解の啓発を強化すること
- (5) 抗原検査キットを活用し、校内の感染防止の早期発見を強化すること
- (6) SNSひょうごっ子悩み相談の相談時間の拡充など心のケアを促進すること

(電子メール施行)
教体第1429号
令和3年8月26日

県立学校長様

教 育 長

今後の部活動の取り扱いについて

学校長におかれでは、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を取りながら教育活動等に取り組んでいただいていることに感謝申し上げます。

しかしながら、県内での新規感染者数が1,000人を超える状況が続き、県立学校内でも部活動に参加した生徒の感染も増加しています。

つきましては、学校内での感染リスクを減らし、9月からの教育活動が安心の中で行うことができるよう、下記のとおり部活動を一時的に休止とします。

教職員、児童生徒への周知についてよろしくお願いします。

記

1 部活動の取り扱い

8月30日（月）～9月12日（日）（緊急事態宣言の終期）まで原則休止する。

ただし、全国大会・近畿大会（その予選を含む）等への参加及び参加に向けた活動に限り、次のように最小限で実施を可とする。

- ・大会初日から起算して4週間前とする。

※文化祭等が最終学年にとって部活動の最終発表会となっている場合は、大会と同様に扱う。

- ・練習試合、合宿等宿泊を伴う活動は行わない。